

平成 29 年度全国高等学校総合体育大会 会津若松市実行委員会売店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、平成 29 年度全国高等学校総合体育大会会津若松市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が平成 29 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

2 売店等の出店期間

売店等の出店期間は、下記競技期間（開会式を含む）とする。競技の性質上、市実行委員会が必要と認める場合には、期間前から出店できるものとする。原則、期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りでない。

競技種目	競技期間
ソフトテニス（男子・女子）	平成 29 年 7 月 22 日（土）～平成 29 年 7 月 29 日（土）
テニス	平成 29 年 8 月 1 日（火）～平成 29 年 8 月 8 日（火）
ボクシング	平成 29 年 8 月 4 日（金）～平成 29 年 8 月 10 日（木）

3 出店申請

売店等の出店を希望する者（以下、「出店者」という。）は、平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 29 年 6 月 16 日（金）までの期間において、競技種目毎に出店申請書（様式第 1 号）に関係書類（添付書類 1～3）を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当するものは申請することができない。

- ア 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けた者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員」という。）。
- ウ 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用している者。

4 使用許可

市実行委員会は、売店等を設置しようとするときは、競技会場となる施設管理者の使用許可を受けるものとする。

5 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、売店等の設置目的、設置面積、来場者のニーズ、出店品目のバランス、関係団体等の意見等を考慮し、適当と認めた者を出店者として選定する。なお、選定にあたっては出店者の営業経験及び実績が豊富で、信頼できることに留意する。ただし、次に該当する者から申請があった場合は、優先して選定することができる。

- (1) 販売品目に係る業種別又は地元を代表する協会、連合会、組合等の団体

- (2) 平成 29 年度全国高等学校総合体育大会福島県開催基本方針に照らし、大会の出店者としてふさわしい者
- (3) その他、市実行委員会が特に認める者

6 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、適当と認める場合において、出店者を選定し、出店許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

7 販売品目

売店等において販売を認める品目は、原則として次によるものとする。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）及び施設管理者と協議した結果、必要と認める場合は、販売品目を制限することができるものとする。

(1) 食 品

売店等で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、食品衛生法等の法令に基づいて製造され、容器包装等により衛生的措置が取られたもの。ただし、全国高体連が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

ア パン類（調理パンを除く）・菓子類及びアイスクリーム類

食品衛生法令等に基づく許可を受けた施設で製造されてたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生法令等に基づく許可を受けた施設で製造されてたもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料水等については全国高体連と協賛契約を締結している企業の製品に限定する場合があるが、果汁 100% 飲料、乳飲料、氷菓、地元特産品としての水、お茶及びジュースは例外とする。

ウ 土産食品類

食品衛生法令等に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。酒類を除く。果実類については、新鮮でカットしていないもの。

(2) 土産品類

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念品類

(4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われるもので、高校生の大会としてふさわしいもの。

8 食品の販売における留意点

- (1) 市実行委員会は、食品を販売する売店等の出店を許可する場合は、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを市実行委員会へ提出するとともに、売店等にはその許可証を掲示しなければならない。

- (3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを市実行委員会へ提出するとともに、売店等にはその届出書を掲示しなければならない。
- (4) 食品の販売における食品衛生対策については、平成 29 年度全国高等学校総合体育大会福島県実行委員会食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- (5) 市実行委員会は、食品を販売する売店等に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を所轄の保健所に提出するものとする。
- (6) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

9 出店の場所及び売店等の規模

- (1) 出店の場所は、市実行委員会が指定する場所とする。
- (2) 売店等の規模は、原則として、出店者につきテント 1 張り（2 間×3 間）とする。ただし、市実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

10 売店等設置数

市実行委員会は、競技毎に定めるものとする。

11 開設時間

開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 1 時間後までとする。ただし、市実行委員会は、競技の特性又は業務の実績等に応じて開設時間を変更できるものとする。

12 出店の方法

市実行委員会が指定する方法とする。

13 経費負担

売店等の設置、運営に係るテント（設営・撤去等を含む）及び物品等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。また、市実行委員会が設置する夜間等の警備に要する経費についても、出店者が負担するものとする。

14 出店料

- (1) 市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに市実行委員会及び使用施設に支払うものとする。ただし、市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市実行委員会は出店者に出品料を返還しないものとする。

15 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主権者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。

- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 飲食物を販売する売店等にあつては、売店等の前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収し処分すること。
- (9) 出店の権利を第三者に譲渡又は転貸、売店等の管理運営の委託、便乗販売等の行為を行わないこと。
- (10) 接客にあつては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (11) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。
- (14) 発電機等を使用する場合は、燃料の取扱いに注意し、消火器を容易するなど火災予防に努めること。
- (15) 売店等には出店者及び従業員の中から出店責任者を定め、現場に常駐させ、管理運営にあたらせること。
- (16) 販売品等の搬入、搬出に使用する車両には、別途市実行委員会から交付される駐車許可証を見えやすい位置に掲示すること。
- (17) 商品及びテントは、出店者の責任において管理すること。
- (18) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (19) 天災等により発生した損害については補償を一切行わない。
- (20) その他関係法令などを遵守し、市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

16 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、市実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとし、また、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

17 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

18 補てん及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補てん及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

19 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

20 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

21 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。